

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 金沢市全域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は、昭和 52 年（1977）に「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、「東山ひがし」地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指した。以降、本市は地元住民との協議を断続的に続け、平成 13 年（2001）5 月、住民同意を得て伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った。同年 11 月、「東山ひがし」は重要伝統的建造物群保存地区としての選定を受け、さらに、平成 20 年（2008）には「主計町」地区、平成 23 年（2011）には「卯辰山麓」地区、平成 24 年（2012）には「寺町台」地区が重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、歴史的街並みの保存を図っている。

また、平成 19～20 年度（2007 年度～2008 年度）には「城下町金沢及び周辺域」を対象とする文化的景観保護のための調査を実施し、景観計画（平成 21 年（2009）3 月公布）に旧城下町区域と卯辰山区域を「文化的景観区域」として位置付けた。その中から「金沢城跡周辺」及び「卯辰山公園」、「犀川」、「浅野川」、「大野庄用水」、「鞍月用水」、「辰巳用水」、「惣構跡」の構成要素を特定し、平成 22 年（2010）に「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」として重要文化的景観の選定を受けた。また、平成 27 年（2015）には、「金石」、「大野区域」を文化的景観区域として位置付けを行い、その貴重な文化的景観を保全するための取り組みを進めていく。

また、このような面的な文化財の保存とともに、単体個別の文化財についても調査、研究を行い、その価値に基づき指定や登録等を受けたものについて、その保存を図っている。平成 21 年（2009）に「加賀藩主前田家墓所」が国史跡、平成 22 年（2010）に「辰巳用水」が国史跡、「未浄水場園地」が国名勝、平成 25 年（2013）に「土清水塩硝蔵跡」が辰巳用水の関連遺構として国史跡（追加）、平成 27 年（2015）に「加越国境城跡群及び道 切山城跡 松根城跡 小原越」が国史跡に指定され、各々の保存管理計画に基づき保存、活用を図っている。

今後は、個々の文化財が有する価値を後世に継承し、文化財そのものの魅力と存在価値をさらに高めることを基本方針として、個々の文化財における保存活用計画の策定を進め、その保存と活用を図る。

さらに、県、市指定文化財や国登録有形文化財建造物のうち歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、歴史的風致形成建造物としての指定を図る。

また、市指定の文化財は、史料の調査や修理事業等にあわせて現地調査を実施し、新たな知見に基づき価値の再評価を行う。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存はその価値を維持することが最も重要であり、その修理については現状修理を基本とし、解体修理など大規模な修理においては、詳細調査及び史料調査などを実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めるものとする。

一方、歴史性を踏まえた文化財の整備においては、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの成果を活用し、類例についての調査・研究も行った上で、それらの知見を踏まえた総合的見地から整備を図るものとする。

なお、指定文化財における必要な修理に対しては、今後も引き続き関係機関との連携を図りながら技術的、財政的支援を行い、適切な文化財の修理を行うものとする。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の存在と価値を広く理解することが保存、活用のための第一歩であることから、文化財の所在を示す公共サインの整備や、現地で内容が容易に理解できるような説明板や解説資料の充実を図る。

特に、近年増加傾向にある、外国人旅行者に対して、文化財を「正しく」、「わかりやすく」伝えるため、多言語での施設整備の推進を図る。

また、文化財を一連のものとして捉えるため、点在する文化財を結ぶ特に歩行者のためのルートを設定し、必要な整備を行うこととする。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう、保全を図る。このため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、制度の積極的な活用を図る。

また、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及び周囲の景観や環境との調和を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

4つの重要伝統的建造物群保存地区では、それぞれ防災計画を策定しており、各計画に基づいたハード、ソフト両面の防災対策を図ることとする。

また、個々の文化財（建造物）の防災対策では、火災被害を少なくするため、消防法で義務化されている自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図る。また、文化財の現状に鑑み、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防災設備の設置を推進し、火災被害の危険軽減を図る。また、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を定期的に実施する。

耐震対策では、文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事等に併せ可能な範囲で耐震補強工事を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の存在と価値について広く理解を得るため、文化財の公開に努め、誰もが文化財を気軽に見学し親しむことのできる機会を設定する。文化財の非公開部分の期間限定での一斉公開を図るほか、現地解説、公開講座等を実施し、併せて解説資料を作成して配布する。

また、文化財関連のホームページを充実し、本市の体系的な文化財情報の発信に努めるほか、文化財建造物等を会場とするコンサート等の事業の開催、歴史的背景に基づく「金沢百万石まつり」への文化財保持団体の参加促進を図る。

さらに、文化財指定等を受けている伝統産業に従事し工芸技術の継承、育成に貢献した人物への表彰など、ソフト事業による活用効果も高めながら文化財の普及・啓発に努めるものとする。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財包蔵地については、旧城下域の遺跡や城下町と密接な関係を有していた周辺地域の集落について県と連携しながら保護すべき対象や範囲について検討し、平成23年（2011）に、金沢城下町遺跡として周知した。今後も県との連携を図りながら文化財保護法に基づく保護を図る上で現状の把握に努め、適切な保護の措置を図る。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所における開発行為等については、未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期すため、民間事業者の開発行為、農地転用時には市関係部局との合議によりそれらの事前把握に努め、事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘確認調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合に努める。また、公共事業の実施においては、埋蔵文化財について特段の配慮を行うものとする。

（8）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

行政組織の見直しに伴い、令和3年4月1日に、文化財保護に関する業務を教育委員会から市長部局に移管した。本市の文化財保護審議会は、条例に基づき設置されており、市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、これらの事項について市長に建議するものであり、組織は、学識経験者11人で構成されている。

今後、審議会は本市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的立場を発揮し、本市の文化財保護について積極的支援を行うものとする。

（9）文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、小学校校区を単位とした地域活動、コミュニティ活動の場が確立しており、これらを中心として地域に根付いた伝統行事が活発に行われ、文化財等を通じて地域の歴史を住民が学ぶ機会が増加している。さらに、地域の文化財への関心が高まる中で、その保存・活用のあり方について考える「まちづくり協議会」の発足なども見られる。本市では、主にこのような校区を中心とした地域活動がいわゆる市民団体活動の役割を担ってきたといえるが、近年では金澤町家の保全と活用を図ることを目的とするNPOが設立されるなど、市民団体活動の取り組みも活発化している。

今後、このような各種団体の多様な活動をさらに推進するため、必要な情報を提供し、人材の育成、活動に対する支援など官民協働による文化財の保存・活用体制を構築するものとする。

金沢市における文化財等の保存・活用に関わる主な団体の一覧

団体の名称	主な活動エリア	活動の概要
二俣いやさか踊り保存会	二俣地区	二俣いやさか踊りの継承など
加賀とびはしご登り保存会	市内全域	加賀鳶梯子登りの継承など
ジョンカラ節保存会	東長江地区	東長江ジョンカラ節の保存、継承
大野町山王悪魔保存会	大野町地区	山王悪魔の継承など
加賀獅子保存協会	市内全域	加賀獅子の保存、継承、技術振興、普及
八田さかたおどり保存会	八田地区	八田さかたおどりの継承など
加賀万歳保存会	市内全域	加賀万歳の保存、継承
大野湊神社神事能奉賛会	金石地区	神事能の開催
上野町餅つき踊り保存会	上野町地区	餅つき踊りの継承など
南無とせ節保存会	鞍月地区	南無とせ節の継承など
大野湊神社夏季祭礼行事奉賛会	金石地区	大野湊神社夏季大祭の運営
金沢奴行列保存会	市内全域	奴行列の継承など
湯涌念仏踊り保存会	湯涌地区	湯涌念仏踊りの継承など
辰巳用水にまなぶ会	辰巳用水流域	辰巳用水の啓発、保全
金沢能楽会	市内全域	加賀宝生の演能、継承など
金沢素囃子保存会	市内全域	金沢素囃子の演奏、継承など
金沢金箔伝統技術保存会	市内全域	縁付金箔製造技術の研究、継承
加能民俗の会	市内全域	市内民俗の研究、発信など
一般社団法人金沢市観光協会	市内全域	金沢市を中心とする観光事業の振興
金沢市音楽文化協会	市内全域	音楽文化（邦楽、洋楽）の普及、発信、国際交流、人材育成
金沢市民謡保存連合会	市内全域	市内に伝わる民謡、踊りの伝承、振興
びわ塚保存会	二塚地区	びわ塚の管理、清掃
おまる塚保存会	二塚地区	おまる塚の管理、清掃
上荒屋遺跡公園愛護会	上荒屋地区	上荒屋遺跡公園の管理、清掃
百万石夏おどり実行委員会	市内全域	盆踊り事業の開催
金沢東山・ひがしの町並みと文化を守る会	東山地区	東山ひがし伝統的建造物群保存地区内の保存を主体としたまちづくり
主計町まちづくり協議会	主計町	主計町伝統的建造物群保存地区内の保存を主体としたまちづくり
卯辰山麓地区まちづくり協議会	東山地区	卯辰山麓伝統的建造物群保存地区内の保存を主体としたまちづくり
寺町台まちづくり協議会	寺町・野町地区	寺町台伝統的建造物群保存地区内の保存を主体としたまちづくり
新町・鏡花通りを良くする会	下新町	旧新町を泉鏡花のイメージでストーリーのある通りにする活動
大野こまちなみ研究所	大野地区	大野町こまちなみ保存区域内の保存を主体としたまちづくり
大野みらい・まちなみ委員会	大野地区	大野町こまちなみ保存区域を核とした大野地区的まちづくり
金澤東山まちづくり協議会	東山地区	浅野川園遊会をはじめとした、浅野川界隈のまちづくり
長町武家屋敷界隈を愛する会	長町地区	長町武家屋敷界隈の環境保全と歴史ある大野庄用水、鞍月用水の保全
にし茶屋街を愛する会	野町1丁目地内	にし茶屋街の保存を主体としたまちづくり
卯辰山を愛する会	東山地区	卯辰山山麓寺院群を中心としたまちづくり
鐘音愛好会	寺町・野町地区	寺町寺院群内の5か寺において、毎週土曜日午後6時に鐘つきを実施
金沢市景観サポーター	市内全域	市内巡回、景観資源の取材及び調査など
金沢市景観みまもりたい	市内全域	景観パトロール、景観出前講座などの啓発活動など
金沢文化財ボランティア「うめばちの会」	市内全域	市主催の文化財活用イベント補助 文化財活用自主イベントの企画、運営など
観光ボランティアガイド「まいどさん」	市内全域	市内観光施設等の案内
特定非営利活動法人 金澤町家研究会	市内全域	金澤町家の保全と活用に関する活動
一般社団法人 金澤町家活用推進機構	市内全域	金澤町家の活用の促進に関する活動
特定非営利活動法人 石川県茅葺き文化研究会	湯涌地区	茅葺き屋根建造物の補修用の材料供給のため、茅場を維持管理
金沢湯涌江戸村維持保存研究会	湯涌地区	文化財建造物を公開展示している金沢湯涌江戸村内の建造物の維持管理
公益社団法人 金沢職人大学校	市内全域	伝統的で高度な職人の技の伝承と人材育成に関する活動
歴史的建造物修復研究会	市内全域	文化財保存のための技能、技術の研鑽

※順不同

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域における歴史的風致に関わる国指定、選定文化財及びそれ以外の文化財の指定件数は下記表のとおりである。

重点区域の指定文化財の指定件数 (令和5年1月時点)

種 別		国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建造物	11	15	23	49
無形文化財	工芸技術	1	1	—	2
	芸能	—	1	2	3
民俗文化財	有形民俗文化財	1	1	2	4
	無形民俗文化財	—	1	3	4
記念物	史跡	3	—	4	7
	名勝	2	2	6	10
	天然記念物(※)	2	1	1	4
合 計 (件)		20	22	41	83

※は、動物を除く

重点区域の国選定文化財の件数 (令和5年1月時点)

種 別	件 数
伝統的建造物群	4
文化的景観	1

重点区域の国登録文化財の件数 (令和5年1月時点)

種 別	件 数
有形文化財(建造物)	73
民俗文化財(有形)	1

重点区域の市独自条例による保存対象物及びこまちなみ保存建造物件数

(令和5年1月時点)

種 別	件 数
保存対象物	34
こまちなみ保存建造物	26

重点区域内の国指定文化財は国指定重要文化財（建造物）が11件、記念物が7件あり、重要伝統的建造物群保存地区が4地区、重要文化的景観が1地区選定されている。

また、1件の無形文化財があり、1件の有形民俗文化財がある。本市の国指定、選定文化財（美術工芸品を除く）の66%が重点区域内に位置する。

重点区域内の石川県指定文化財は有形文化財（建造物）が15件、記念物が3件ある。

また、1件の有形民俗文化財と1件の無形民俗文化財がある。本市の県指定文化財（美術工芸品を除く）の63%が重点区域内に位置する。

重点区域内の金沢市指定文化財は有形文化財（建造物）が23件、記念物が11件ある。また、2件の無形文化財があり、2件の有形民俗文化財と3件の無形民俗文化財がある。本市の市指定文化財（美術工芸品を除く）の58%が重点区域内に位置する。

重点区域内の国登録有形文化財（建造物）は73件で、本市の国登録有形文化財（建造物）の63%が重点区域内に位置する。

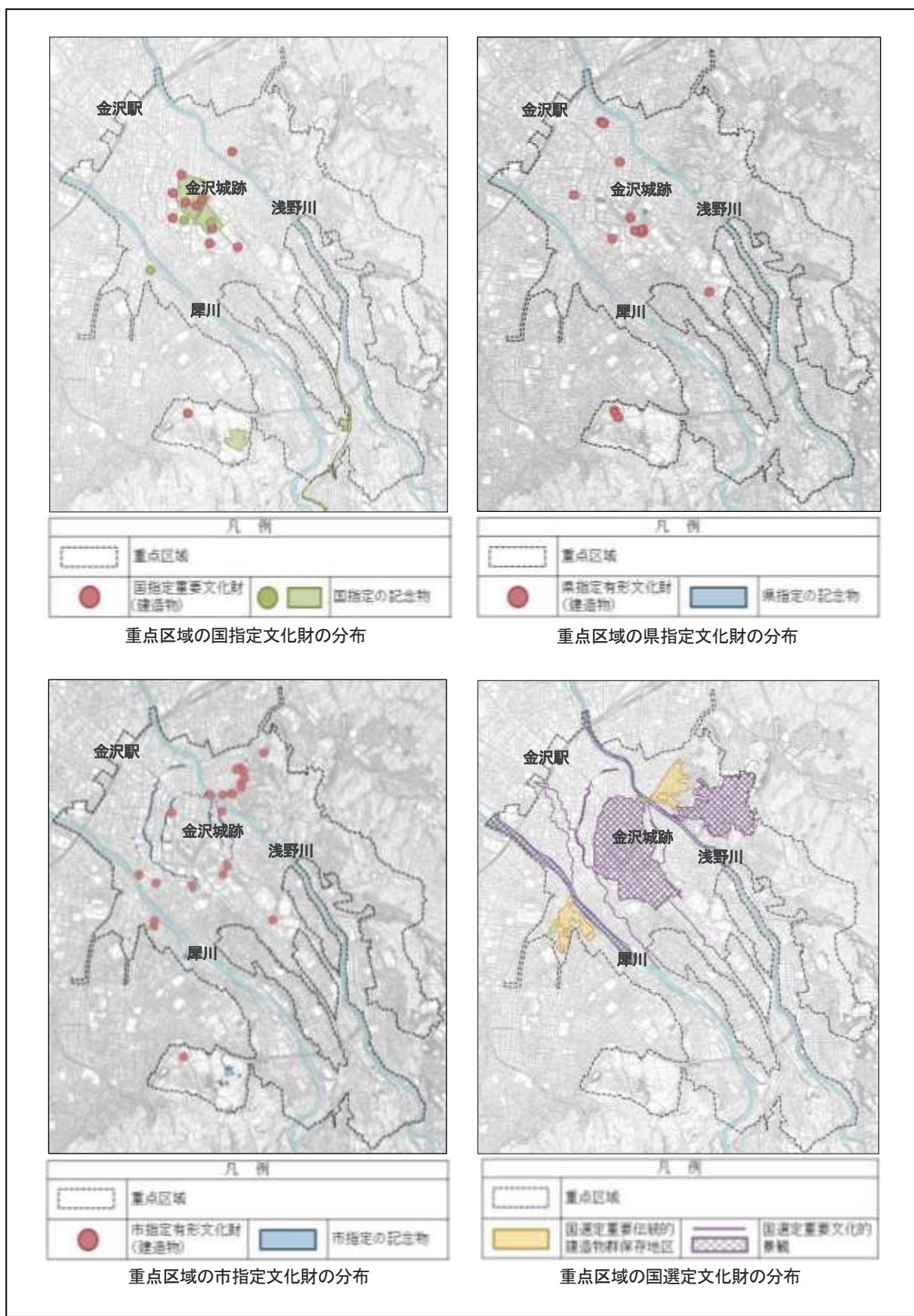
重点区域内の本市独自条例による保存対象物が34件で、こまちなみ保存建造物は26件である。本市独自条例による保存対象物及びこまちなみ保存建造物の69%が重点区域内に位置する。

以上、歴史的風致に関連する本市の国指定文化財など全体の64%が重点区域内に分布している。

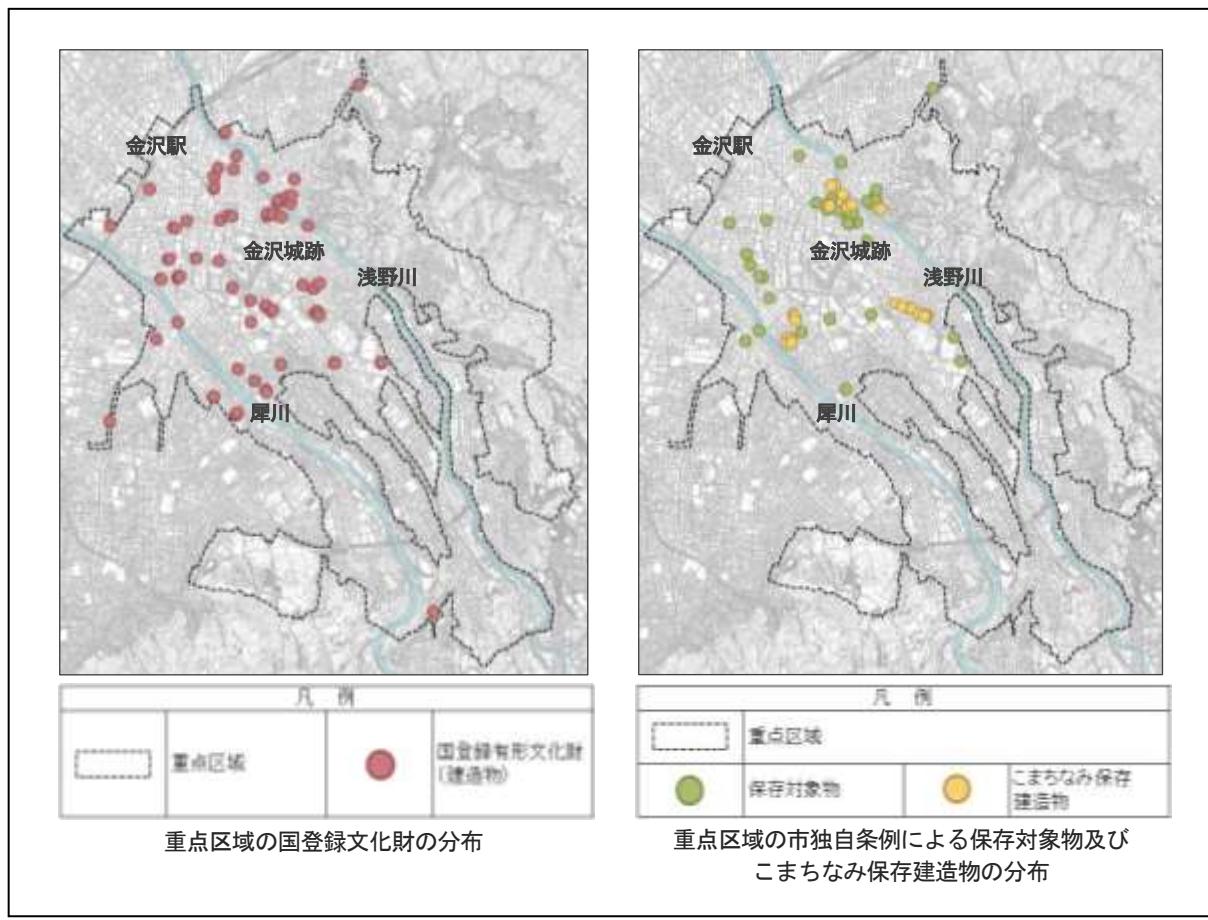
これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存、活用を図る。文化財の保存、活用に関しては、その両立を図るため、事前に文化財保護に必要な事項を明確にし、保存すべき箇所や活用のため変更が可能な箇所を明らかにしておくことが重要であり、そのためには保存活用計画の策定が有用である。

今後、未策定の文化財においては、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針など指針に則って個々の文化財の保存活用計画の作成に努め、保存管理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適正な実施を図るものとする。

また、文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、文化財の不具合については専門家による現場（現物）確認が最も有効である。現在、県、市が任命する専門家による定期的な現地パトロールを実施しており、今後も継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。



重点区域に位置する主な文化財①



重点区域に位置する主な文化財②

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）は文化庁長官の許可が必要であるが、現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損なわないために、関係機関と事前に十分な協議、検討を行うものとする。また、県、市指定の文化財等についても、その根拠条例に基づき適正な措置を行う。

また、未指定の文化財等の修理、整備に関しても事前に詳細調査等を実施し、修理、整備によってその価値が損なわれないよう計画段階で十分な配慮を行うこととする。

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、特に建築年代や建築様式等の異なる多種多様な存在が金沢の歴史的重層性を明確に示し、その歴史的風致を特徴付けている。このことから、文化財の修理、整備においては文化財本来の価値を維持することを基本として計画、実施する。

また、復元等の整備は、遺構の保護に留意し、類例調査等や史料調査に基づき行う。

なお、以下に個別の文化財の修理、整備に関する計画を記す。

①金沢城跡（国指定史跡）

金沢城は、こだつの小立野台地の先端に築かれた近世城郭で、加賀藩前田家の居城として金沢城下町の中心に位置した。現在の曲輪配置は寛永8年（1631）の大火後に整備されたもので、宝暦9年（1759）の大火や文化5年（1808）の火災で、城内の建物は焼失と再建を繰り返し明治維新を迎えた。現在、兼六園とともに城下町金沢のシンボルとして代表的な文化財建造物である石川門や三十間長屋、金沢城土蔵（鶴丸倉庫）の国指定重要文化財（建造物）が藩政時代の姿を見せており、明治以降の陸軍関連施設である旧歩兵第六旅団指令部庁舎や旧陸軍弾薬庫隧道の近代建築が残されている。また、金沢城跡の石垣は各時代で積み方の異なる様々な石垣が見られることから「石垣の博物館」とも呼ばれ貴重な歴史遺産でもある。なお、平成13年

ひしやぐら ごじっけんなんがや はしづめもんつづきやぐら（2001）、菱櫓・五十間長屋・橋爪門 続櫓が文化6年（1809）再建当時の姿に木造で復元されている。また、金沢城公園第二期整備事業では、「石川門」の保存修理事業とともに、「河北門」、「橋爪門（二の門）」を復元し、金沢城三御門の整備や、「いもり堀」の復元が行われた。平成27年度（2015年度）からは第三期整備事業として、鶴の丸休憩館一帯の再整備を実施し、「鼠多門」、「鼠多門橋」の復元整備を行った。現在は、石垣の保全対策を行うとともに、「二の丸御殿」の復元に向けて事業が進められている。

金沢城跡においては、城跡の文化財建造物の保存修理を進め、保存を図るとともに、失われた関係建造物についての調査・研究を進め、可能なものについては、復元を検討する。



金沢城跡（石川門）



金沢城跡（菱櫓・五十間長屋・橋爪門）

[平成18年度～平成26年度（2006年度～2014年度） 金沢城公園第二期整備事業]

- 建造物：「石川門」の保存修理とともに、「河北門」と「橋爪門」の復元による金沢城三御門の整備
- 堀：「いもり堀」の段階復元、水堀化
- 石垣：「修築」等の保全対策、「回廊」の継続的な整備
- 庭園：「玉泉院丸庭園」の整備

[平成27年度～令和3年度（2015年度～2021年度） 金沢城公園第三期整備事業]

- 建造物：「鼠多門」、「鼠多門橋」の復元整備
- 石垣：「修築」等の保全対策
- 便益施設等：「鶴の丸休憩館」の整備

[令和3年度（2021年度）～]

- 建造物：「二の丸御殿」の復元整備、「三十間長屋」の保存修理
- 石垣：「修築」等の保全対策

②兼六園（国指定特別名勝）

兼六園は、林泉回遊式庭園で、日本を代表する近世大名庭園として特別名勝に指定されており、水戸の偕楽園、岡山の後楽園とともに日本三名園のひとつに数えられている。兼六園の作庭は、五代藩主綱紀から十三代藩主斎泰までの約200年の歳月をかけて行われており、明治以降の公園利用を経て現在のかたちとなった。兼六園の名は「洛陽名園記」の句からとられたもので、宏大、幽邃、人力、蒼古、水泉、眺望の6つの景勝を兼ね備えているところにちなんだものである。

庭園全体に統一感を出しているのが、辰巳用水を利用した灌水であり、その水は、池や流れ、噴水や滝となって庭園の各所に多様な景観をつくり出している。もうひとつの特徴は、自然主義に基づき作庭されていることであり、同時期の大名庭園に見られる造形性や象徴性は極めて少ない。

現在、石川県が園内に管理事務所を置き、専属の庭師等による維持、管理が行われているが、世界に誇る庭園の価値に鑑み、今後も樹木、池泉の水質などの維持、管理を徹底し、庭園景観の保存を図る。

③成巽閣（国指定重要文化財（建造物））

及び成巽閣庭園（国指定名勝）

成巽閣は、十三代藩主斎泰が文久3年（1863）母真龍院のため旧竹沢御殿の跡地に造営した巽新殿の一部遺構であり、明治になって成巽閣と改称された。

成巽閣は木造2階建、寄棟造こけら葺の建物で、対面所として使われた謁見の間は上段18畳、次の間18畳の2間から成り、上段の間は床、違棚、付書院、帳台構を備えた本格的な書院造の形式である。謁見の間北側には書院、茶室及び水屋から成る清香軒がある。謁見の間東側にはかつて真龍院の休息部屋であった松の間、居間であった蝶の間があり、中央の36畳広間の南側には亀の間、中の間、納戸の間がある。これら諸室



兼六園（霞ヶ池）



兼六園（内橋亭）



成巽閣

の外側に鮎の廊下、つくしの廊下、万年青の廊下、貝の廊下が付く。このうち、つくしの廊下と呼ばれる一間幅の広縁は、長さ九間半の縁桁を通し、柱を一本も入れず深い軒を捨梁で支える。2階には群青の間、越中の間、網代の間などがあり、これら諸室の壁、天井には群青、赤、紫などの色が用いられている。

こけら葺の損傷による、雨漏りなどの被害を未然に防止するため、定期的に葺き替えを実施しているが、今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。

庭園は、清香軒に面する飛鶴庭のみが国指定名勝となっていたが、平成29年（2017）2月9日に近代を経て作庭された中庭（つくしの縁庭園、万年青の縁庭園）、前庭が追加指定された。

今回の追加指定を機に、保存活用計画を策定した上で、建造物ならびに庭園の修理等を計画的に実施する予定である。

④大乗寺仏殿（国指定重要文化財（建造物））

大乗寺は野田山丘陵の一画に位置する曹洞宗寺院である。

正応2年（1289）永平寺第3世徹通禪師によって野々市で開山され、加賀守護富樫家の菩提寺であったが、一向一揆の発生に伴い、庇護者である富樫家を失い、寺運は衰退した。

天正末期に、金沢木ノ新保に移転復興した後、本多家上屋敷付近や本多家下屋敷付近へと移り、しばらくは寺地が不安定であったが、寛永年間（1624～43）に加賀藩重臣本多家の菩提寺となった後、元禄年間に現在地に移転し、伽藍が整備された。

仏殿は、入母屋造こけら葺であり、棟札により、元禄15年（1702）上梁、宝永3年（1706）に竣工したことがわかる。桁行柱間3間、梁行柱間3間、一重裳階付きで大乗寺伽藍の中心を成す。裳階の外まわり柱間には、正面では中央柱間3間に方立をたて両折棧唐戸を吊り、両端の柱間に花頭窓を開ける。両側面では手前の柱間1間に内開きの両折棧唐戸を吊り、中央柱間に花頭窓を開ける。背面では中央柱間に両折棧唐戸を吊り、両端柱間に丸窓を開けその他は全て板壁としている。

近年こけら葺の損傷が進んだため、雨漏りなどの被害を未然に防止するため葺き替えを実施したが、今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。



大乗寺仏殿

⑤東山ひがし（国選定重要伝統的建造物群保存地区）

「東山ひがし」は金沢城跡の北東、浅野川の北側に位置しており、文政3年（1820）に公許された茶屋街の街並みが残り、茶屋文化を今日に伝えている。

伝統的建造物は茶屋様式の町家であり、1階正面出格子に木虫籠と呼ばれる格子、粗格子を備え、2階は正面を高くし座敷を置き、通りに面して縁を通して雨戸を引き通す。屋根は当初、石置板葺であったが、現在では桟瓦葺もしくは金属板葺となっている。藩政時代後期の敷地割りがよく残り、全国的にも希少な茶屋様式の優れた意匠を有する町家が数多く残っている。

本市はこれまで「東山ひがし」の無電柱化を推進してきたが、地区内には未整備箇所があり、今後その箇所の無電柱化を図る。

また、これまで保存計画に基づき街並みの保存を図るため伝統的建造物の保存、修理、一般建造物の修景整備等を実施してきたが、今後も街並みの保存を図る。

⑥主計町（国選定重要伝統的建造物群保存地区）

「主計町」は、旧北国街道が浅野川を渡る浅野川大橋たもと左岸下流に位置しており、藩政時代後期頃から成立したと考えられる茶屋街の街並みが残り、茶屋文化を今日に伝えている。

伝統的建造物は明治期から昭和初期に建築されたものが多く、最盛期に3階建に増築された町家が浅野川に面して建ち並んでいる。裏通りには茶屋様式を維持した町家が残っている。

平成11年（1999）には全国で初めて旧町名である「主計町」が復活している。

地区内で中の橋たもとに面する主計町緑水苑は、昭和63年度（1988）年度に金沢市政百周年を記念して西内惣構堀の流水を活用して整備された公園であったが、発掘調査により明らかとなった堀の変遷を考慮した復元整備も行った。

また、これまで保存計画に基づき街並みの保存を図るため伝統的建造物の保存、修理、一般建造物の修景整備等を実施してきたが、今後も街並みの保存を図る。



ひがし茶屋街



浅野川から見る主計町

⑦卯辰山麓 (国選定重要伝統的建造物群保存地区)

日蓮宗寺院を中心に 34ヶ寺以上の寺院が集積するエリアである。旧北国街道から延びる山麓の複雑な道沿いに寺社を散在させる配置は、加賀藩の宗教政策を知るうえで貴重であり、この景観は明治以降も変容が少ない。

主計町、ひがし茶屋街と一体となって歴史的風致を形成しており、安全な歩行空間の整備や美しい都市景観の向上を図るため、無電柱化等の事業を行っている。

また、これまで保存計画に基づき街並みの保存を図るため伝統的建造物の保存、修理、一般建造物の修景整備等を実施してきたが、今後も街並みの保存を図る。



卯辰山麓

⑧寺町台 (国選定重要伝統的建造物群保存地区)

寺町台伝統的建造物群保存地区は、藩政期に形成された3寺院群の中でも最大規模で、旧街道筋に沿って数多くの寺院が集積する閑静なエリアである。

樹齢400年と言われる松月寺の大桜(国指定天然記念物)をはじめとした町家や寺社などの美しい都市景観の形成を図るため、無電柱化等の整備を進める。



寺町台

また、これまで保存計画に基づき街並みの保存を図るため伝統的建造物の保存、修理、一般建造物の修景整備等を実施してきたが、今後も街並みの保存を図る。

⑨志摩 (国指定重要文化財 (建造物))

志摩は東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区内に建つ茶屋建築である。文政3年(1820)の茶屋街創設当初の建築で、表構えは茶屋様式の特徴である2階の階高が高く、2階前に縁を通し雨戸を引き通す。1階は正面に出格子を付け、大戸を備えている。1、2階の座敷廻りには、要所に面皮柱を用い、全体に濃い色づけを施し、弁柄色の土壁や具象的な図案の金物等で独特の瀟洒で華やかな室内をつくる。



志摩

平成28年度～29年度(2016年度～2017年度)

には、耐震性能の診断を実施した。今後、診断結果に伴う補強及び修理を計画し、保存、活用を図る。

⑩加賀藩主前田家墓所（国指定史跡）

加賀藩主前田家墓所は野田山墓地にあり、金沢市南東部、野田山丘陵の一角に位置する。野田山墓地は、標高 175.5m の斜面地東西約 600m、南北約 900m を測る範囲に、武士から町人まで 5 万基以上といわれる墓が並び、加賀藩主前田家墓所はその北東斜面を利用した最高所に造営されている。

墓所は、総面積約 86,000 m² の墓域内に、歴代藩主とその正室、側室、子女などの 80 を超える墳墓が営まれている。藩主墓は、土を方形に 3 段積み重ねた形状で、大きなものでは一辺 15m 以上、高さ 5m 以上ある。その多くは周溝を墓の周囲に巡らせ、墓域を形成している。個々の墳墓の大きさ、造営面積とも全国最大級で、加賀百万石の大名墓所として威容を誇る。

平成 21 年度（2009 年度）に保存管理計画、平成 22 年度（2010 年度）に整備基本計画を策定し、計画に基づき史跡を整備する。短期的整備として、支障となる墳墓内樹木の調整、劣化の顕著な石造物の解体修理、排水路の応急整備などを計画する。中・長期的整備として、墳丘表土の流失防止、参道整備、崖地（斜面）の保護整備などについて計画的に実施する。

⑪土清水塩硝藏跡（国指定史跡）

土清水塩硝藏跡は、近世最大級の黒色火薬精製施設である。平成 19 年度～22 年度（2007 年度～2010 年度）まで行われた発掘調査により、地下遺構が良好に保存されていることが判明している。

今後はさらなる調査を重ね、遺構の保存に配慮しつつ史実に即した復元整備を行う。



前田家墓所・鳥居



土清水塩硝藏跡（硝石御土蔵の礎石）

⑫天徳院山門（県指定有形文化財（建造物））

天徳院は、元和9年（1623）三代藩主前田利常がその室、天徳院の菩提を弔うため開山した曹洞宗寺院である。元禄7年（1694）に伽藍が整ったが、明和5年（1768）に山門のみを残して焼失した。その後再建されたものの、現在は元禄期の面影はとどめていない。

山門は三間一戸の二重門で、入母屋造・平入・本瓦葺き、両脇に切妻造・桟瓦葺きの山廊が取り付く。焼失をまぬがれた元禄7年建立当初の遺構で、棟札

より大工棟梁は山上善右衛門嘉広の子、伊左衛門吉永の手によることが分かっている。

令和3年度、山門屋根瓦の葺き直しを実施したが、今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。

今後、山門屋根瓦について葺き直しを計画し保存、活用を図る。

⑬西養寺本堂及び鐘楼（市指定有形文化財（建造物））

西養寺は卯辰山山麓寺院群の中で丘陵の中腹に位置する天台宗寺院で、元越前国府中にあって開山は盛学大法師、七代真運上人が前田利長に随従し、慶長17年（1612）現在地に諸堂を建立した。宝暦9年（1759）に罹災し、明治年間には衰退し明治3年（1870）に廃寺となつたが、その後復興し現在に至つている。

本堂の建築年代は棟札により天明3年（1783）。正面桁行柱間8間、梁行柱間7間の規模で入母屋造、妻入、桟瓦葺きで、正面中央に向唐破風造の玄関を置く。正面妻の構成が装飾的であるが、痕跡から当初は切妻造の妻入り形式であったことが確認され、時期は不詳であるが前庇を付けた形式が入母屋造に発展したと考えられる。

鐘楼の建築年代は棟札により嘉永4年（1851）である。入母屋造、桟瓦葺で、戸室石の高い基壇の上に建つ。粽付きの円柱を礎盤上に内転に立て、組物を二手先としており、組物間の琵琶板に彫刻が豊富に飾る。軒は二軒扇垂木である。

平成30年度から令和元年にかけて、本堂の屋根葺き替え工事及び外壁保存修理工事、令



天徳院山門



西養寺本堂



西養寺鐘楼

和3年度には鐘楼屋根の葺き直し工事を実施したが、今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。

⑭高岸寺本堂及び鐘楼（市指定有形文化財（建造物））

高岸寺は寺町寺院群の中で寺町大通りに面して建つ日蓮宗寺院で、前田家家臣高畠石見守が一族の菩提所として石川郡鶴来に開き、寛永 13 年（1636）に現在地に寺基を定めた。

本堂の建築年代は、棟札により文久元年（1861）である。正面梁行柱間4間（実長11間）、桁行柱間5間半（実長8間）の規模で、切妻造、妻入、棧瓦葺で、正面中央に向唐破風造の玄関を付けた。本堂正面は妻面を大きく見せて装飾的であり、母屋下に拳鼻付きの組物を多用し、妻面下部は化粧貫を見せて束間と側廻りの柱を合わせており、意匠状の計画性が見られる。鐘楼の建築年代は、棟札により寛政9年（1797）で、本堂右手に連なる祠堂の2階に建ち、入母屋造、棧瓦葺である。

本堂・鐘楼の内・外部とも老朽化に伴う損傷が見られるため、外壁及び構造部材について修理を実施したが、今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。



こうがんじ
高岸寺

⑮辻家庭園（市指定名勝）

辻家庭園は、犀川下菊橋左岸たもとから南方向、寺町台地の縁とその斜面に位置する。庭園は、大正初期に「北陸の鉱山王」として知られた横山家の別荘地庭園であった場所である。作庭時期は大正初期と推定され、敷地は、昭和22年（1947）に辻氏が購入し、順次整備されて今日に至る。庭園は、辻氏所有後主屋周辺部の他、園路の整備やイロハモミジの植栽など手が加えられてきたが、富士の溶岩で積まれた大滝や渓谷を模した地形を成す部分は作庭当時の姿を今日に伝えている。



つじけ
辻家庭園・大滝

高さ 5.5m の大滝は、旧横山家別荘時代に造られたもので、伝統的な滝石組の手法でなく、富士の溶岩を鉄筋コンクリート造で固めた崩れ石積の手法で造られている。その材質や施工も良好であり、近代以降の新技術を用いた初期の秀作事例として極めて貴重である。

法面からの湧水を処理するための排水路の整備、せせらぎ部分の石積みの修理及び飛び石を整備したが、今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。

⑯ 松風閣庭園（市指定名勝）

松風閣庭園は本多町3丁目地内に位置する。

庭園を含む一帯は元和元年（1615）、本多政重が三代藩主利常から現在地の周辺一帯約10万坪を与えられ、下屋敷地として本多家家臣団が居住する区域となった。庭園は金森七之助（茶道宗和流二代）の指導を受けて作庭されたものと考えられ、作庭時期は江戸時代初期と推定される。



松風閣庭園

庭園は本多の森を背景に古沼の名残である霞ヶ池を生かして作庭された池泉回遊式庭園である。霞ヶ池には蓬萊島が浮かび、かつては湧水に加えて辰巳用水の水が取り入れられていた。また、霞ヶ池の北に蓮池があり、2つの池は曲水で結ばれている。古沼と自然林を生かして作庭された庭園で、霞ヶ池の周辺には多くの大木が植生し本多の森と一体の樹林を形成する。この豊かな樹林を背景にして、蓬萊島を浮かべる霞ヶ池は奥行きと広がりを感じさせ、静寂で深遠な庭園空間を構成する。また、本多家ゆかりの松風閣（国登録有形文化財（建造物））が移築され、かつて辰巳用水から霞ヶ池に導水されていた水路跡を遺すなど、旧加賀八家筆頭本多家の威光を今に伝えている。

霞ヶ池に面する白洲部分の修理及びマツクイムシ防除のため、定期的に薬剤注入を実施したほか、霞ヶ池の水質を向上するため池を浚渫し、併せて曲水の修理を実施した。

今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。

⑰ 慈雲寺富田家石廟群（市指定有形文化財（建造物））

慈雲寺は、富田景政と今井彦右衛門の建立になり、天正5年（1577）、能登所口での開基建立された法華宗寺院である。天正11年（1583）前田利家が居城を金沢に移した後、富田家も元和元年（1615）金沢に移り、慈雲寺も同地に移転した。



慈雲寺富田家石廟群

富田家石廟群は、墓所の中央部に位置し、隣接して並ぶ3基と、北側の1基からなり、L字型に配置されている。被葬者は、富田重康（重政次男）、富田重政、富田重政次女（奥村栄政室）、奥村栄政の娘（堀七郎兵衛室）で、没年の寛永2年（1625）から正保2年（1645）にかけて構築されたと考えられる。石廟は切妻照り屋根造り、平入り構造で、主な石材は緑色凝灰岩（笏谷石製）である。富田家石廟群は、加賀藩主前田家墓所で採用されていた古い石廟の系譜を引き継いでおり、内部に壁画を良好に残す唯一のものとして貴重である。

全体として石材の劣化が著しく、屋根部分の割れより、内部の壁画に悪影響を及ぼす状況

であり、石材の部分補修や保存処理を行うなどの修理を行う。

⑯西氏庭園（国指定名勝）

西氏庭園は、大正中期に作庭され、当初の姿を現在も残している。敷地東側の道路を挟んで大野庄用水が流れ、庭園の中央に位置する池泉には、当初からその水が引き込まれている。また、庭石には全国各地から収集された名石や大石が多く用いられ、スケール感が感じられる庭園となっている。本市の市街地に残る大正期の近代庭園の遺構として極めて貴重であり、当時の作庭技術を知る上でも重要な庭園である。

樹木の樹勢回復治療ならびに大枝下ろし、灯ろうの据え直し等を計画的に実施するほか、用水から池泉に引き込む水を安定的に確保するための措置を施すことで、当初の庭園の姿を明確に捉えられるよう保存、修理を進める。



西氏庭園

⑯千田家庭園（市指定名勝）

千田家庭園は、明治27年（1894）から翌年にかけて、主屋とほぼ同時期に整備された。その後、庭園は大正初期にかけて少しづつ手が加えられ変遷しているが、それ以降は現在の形状とほぼ一致している。敷地西側を流れる大野庄用水の水を直接庭園の中に引き込み、曲水を形成している。また、庭石には犀川より運ばれてきた河原石と庭園造成に伴い敷地から産出した玉石などにより供給されたものと推測される。明治中期に長町武家屋敷跡の住宅地に作庭された近代庭園で、当初の姿や時代背景を良好に映し出している極めて貴重な庭園である。



千田家庭園

樹木の樹勢回復治療、低木類の切戻し、高木の大枝おろし、築山の面保護等を計画的に実施し、当初の庭園の姿を明確に捉えられるよう保存、修理を進める。

⑰聖靈病院聖堂（県指定有形文化財（建造物））

聖靈病院聖堂は、大正3年（1914）、ドイツ人宣教師ヨゼフ・ライネルス神父によって現在地に創設され、聖堂が建築されたのは昭和6年（1931）で、設計はスイス人建築家マックス・ヒンデル、施工は名古屋市の大工岩永伊勢松である。建物は木造平屋一



聖靈病院聖堂

部2階建、金属板葺で、頂部に十字架を設けた鐘樓の尖塔が建物全体のアクセントとなっている。建物内部には、日本人に合わせた畳敷きが現在も残り、列柱の柱頭部に金を塗り、柱身は黒漆塗りで仕上げるなど、西洋の感性と日本の感性が見事に調和した特徴的な建物である。令和2年度から3年度にかけて、保存活用を推進するため、保存修理工事や耐震補強工事などを実施したが、今後も適切な維持管理を徹底し、保存、活用を図る。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

指定文化財は、これまで指定理由書に基づく現地説明板を設置してきたが、今後も新指定の文化財について継続して設置を行うとともに、未指定であっても地域の歴史に重要な記念物等の文化財については、新たな設置を検討する。

また、点在する文化財等の回遊に有効な自転車の駐輪施設を東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区、寺町台重要伝統的建造物群保存地区、にし茶屋街、長町武家屋敷群地区などの近傍に整備した。

さらに、全国のほぼ100%の生産を誇り伝統工芸に欠くことのできない金箔に関する展示、研究施設を整備し、その普及に努めている。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境の保全を図るため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、誘導を図る。

景観条例では、樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然景観とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等及びこれらと一体をなして形成される環境を保存育成するため「伝統環境保存区域」を指定し、建築物の高さ、形態・意匠、色彩誘導のための詳細な景観形成基準を定め、文化財の周辺環境の規制、誘導を図る。

金沢城跡や兼六園周辺、卯辰山、小立野台地、寺町台地、野田山、犀川、浅野川など金沢の個性を示す地形構造の基盤を成す地区を中心に指定している風致地区と、犀川、浅野川の河岸段丘の斜面緑地を指定している特別緑地保全地区については継続してその保全を図る。

また、独自条例に基づく「こまちなみ保存区域」などでは、今後も継続してその保全を図り、金沢の特徴的な歴史的風致の維持、向上を図る。

さらに、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業に関しては、今後も景観条例等に基づき設置された有識者で構成される各審議組織の事前審議を行いながら文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮する。

なお、以下に個別の文化財の周辺環境の保全に関する計画を記す。

①金沢城跡（国指定史跡）

金沢城跡は、兼六園とともに重点区域の核を成す文化財であり、その周辺の環境整備は重点区域を価値付ける上で最も重要である。本市はこれまで、金沢城跡周辺の区域の無電柱化を推進してきたが、区域内には未整備箇所があり、今後その箇所の無電柱化を図る。

②兼六園（国指定特別名勝）

兼六園周辺における建築物の有り様は、特に庭園の眺望や借景に関して大きな影響を与えるものであり、今後、庭園の価値が損なわれないように周辺の建築物等の高さ制限について検討を行う。

また、兼六園に隣接する本多の森公園は緑豊かな公園であり、歩行者の回遊性と利便性を向上するための整備を行ってきたが、令和2年（2020）の、東京国立近代美術館工芸館の同地区への移転が予定されており、今後も引き続き周辺環境の保全を図る。

③旧金澤陸軍兵器支廠（石川県立歴史博物館）

兼六園に隣接する本多の森公園内の旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫は金沢美術工芸大学の校舎として利用された後に荒廃していたが、保存のための解体修理工事が実施され、重要文化財に指定された。

現在、県立歴史博物館及び加賀本多博物館として活用されているが、旧建物の基礎部分や小屋組の一部を展示物として直接見ることができ、それ自体が博物館展示の一部となっている。

建物は本多の森公園に位置しており、緑豊かな周辺には文化財建造物や文化施設が多く立地している。これらの資源を活かし歩行者の回遊性と利便性を向上するための公園整備を行ってきたが、令和2年（2020）の、東京国立近代美術館工芸館の同地区への移転が予定されており、今後も引き続き周辺環境の保全を図る。



兼六園（ことじ灯ろうと霞ヶ池）

（国指定重要文化財（建造物））



旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫

④旧第四中学校本館（国指定重要文化財（建造物））

いしかわ四高記念公園に位置する旧第四中学校本館は、広坂通りに面するレンガ造瓦葺2階建ての建築である。

現在、「石川四高記念文化交流館」として活用され、四高の歴史を伝える展示に加え、旧四高の教室を多目的に利用できる「石川四高記念館」と石川県ゆかりの文学者の資料を展示する「石川近代文学館」で構成されている。建物が位置するいしかわ四高記念公園は、整備計画に基づき開放的な空間に再整備され、中心市街地のオープンスペースとして活用されており、また、当施設前の広坂通りでは、高度地区の見直しによる高さ制限によって、良好な景観誘導が図られるなど、今後も引き続き周辺環境の保全を図る。



旧第四中学校本館

⑤尾山神社神門（国指定重要文化財（建造物））

尾山神社は明治6年（1873）前田利家を祀る神社として旧金谷御殿跡に創建された。神門はその正門として明治8年（1875）に建築されたもので、洋風と和風の様式が混用したデザインとなっている。

神門前面から西に延びる参道と位置付けられる直線道路について無電柱化を行ったが、今後も参道やその周辺環境の保全を図る。



尾山神社神門

⑥西検番事務所（国登録有形文化財（建造物））

西検番事務所は大正11年（1922）にし茶屋の芸妓げいぎを管理する事務所として建築された。

建物南側道路は東方向寺町寺院群に向かう小路であり、にし茶屋街と寺町寺院群の歩行者の回遊性を向上するため修景整備を行ったが、今後も茶屋街と隣接する寺町寺院群にふさわしい周辺環境の保全を図る。



西検番事務所

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

火災や震災等の災害から文化財を守り、安全性を確保するため、防災上の課題を把握し、必要な対策を講じる。

また、文化財が位置する地域住民の防災意識向上のため、所有者、管理者、地域住民及び消防署が一体となった定期的な防災訓練を今後も継続的に実施する。

①重要伝統的建造物群保存地区

本市にある、4つの重要伝統的建造物群保存地区では、以下に示す各防災計画に基づき、消防設備等の設置を推進するなど、防災力向上を図る。

- ・東山ひがし伝統的建造物群保存地区防災まちづくり計画（令和5年（2023）改定）
- ・主計町伝統的建造物群保存地区防災計画（令和2年（2020）改定）
- ・卯辰山麓伝統的建造物群保存地区防災計画（令和6年（2024）改定）
- ・寺町台伝統的建造物群保存地区防災計画（平成28年（2016）策定）

②単体建造物（国指定重要文化財（建造物）、県、市指定有形文化財建造物等）

指定文化財建造物は、消防法に基づく消防設備の設置を行う。

また、未指定の文化財については、指定が行われた場合、設置事業費の支援を通じて速やかに必要な設備の新規設置を行う。また、既存設備の老朽化や形式の適合しないものについても同様に速やかな設備更新を行うこととする。

さらに、震災対策として個々の建造物の耐震診断を実施し、耐震補強計画を作成し、計画に基づき必要に応じて耐震補強工事を実施する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市ではこれまで、文化財の現地説明会や探訪会、関連する講座の開催などを通じて文化財の保存及び活用に関する普及・啓発を行ってきたが、今後も同様の事業を特に重点区域において積極的に展開する。また、現地説明板の設置やガイドマップの配布などを通じて本市の文化財に関する情報を広く発信する。

また、民間主導の普及・啓発活動として「かなざわまち博」の開催がある。活きたまち全体を会場とするもので、文化財の限定公開、街並み探訪や関連する講座が開催されているほか、加賀料理や茶屋遊びなどを通じて伝統文化や伝統芸能に触れる機会もあり、文化財の普及、啓発の場を創出している。



辰巳用水隧道探訪会

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域を構成する金沢城跡と旧城下町区域については、そうがまえ惣構跡など藩政時代に由来する遺構調査を進めているが、今後も金沢城跡と旧城下町区域の保護を一体のものとして捉え、史料との照合などにより調査・研究を深めるとともに、貴重な遺構が発見された場合は保護に努める。これまで、旧城下町において金沢城跡のほか加賀八家上屋敷跡などを周知の埋蔵文化財包蔵地として保護の措置を図ってきたが、平成23年(2011)4月1日より、加賀藩関連施設跡、人持組(上級家臣)屋敷跡などを含む旧城下町区域における旧外惣構から内側の区域(約200ha)を「金沢城下町遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地とし、保護の措置の強化に努めた。今後さらに、旧城下町区域全体(約900ha)を周知化することを視野に入れ、その保護の措置を図るための総合的な施策を検討する。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合においては、事業地の歴史的な文脈を十分考慮し、埋蔵文化財の価値を損なわないよう配慮するとともに、発掘調査等の事前調査によりその価値を明らかにするよう努める。

なお、本計画書に掲載された歴史的風致の維持及び向上に関する各種事業の位置を事業ごとに周知の埋蔵文化財包蔵地を示す遺跡地図上に示しており、これにより事業の計画、実施における埋蔵文化財への配慮を促し、併せて藩政時代末期の土地利用を現在地図上に重ねた図を事業位置図と比較して掲載することにより、その場所の歴史的文脈を示し計画上の参考となるようしている。

(8) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

①NPO法人金澤町家研究会

市内に残る昭和25年(1950)以前に建てられた町家、武士系住宅、近代和風住宅などの歴史的な木造建築物を「金澤町家」と総称し、「金澤町家研究会」はそれらを金沢市民が共有する重要な資産として捉え、保全、活用のために必要な調査研究、学習や情報発信、実践活動を行っている。平成17年(2005)に同研究会は発足し、平成20年(2008)にNPO法人となった。

平成20年(2008)、同研究会主催の「町家巡遊2008」が旧城下域を中心とする市内33箇所の金澤町家を会場として初開催された。軒先に吊された伝統工芸品の水引細工のオブジェを目印にした各会場では、「町家拝見」、「町家 de マナブ」、「町家 de アート」、「住みたい町家を探そう」をテーマとしたイベントが行われた。

「町家拝見」では、住宅や仕事場として利用されている町家、普段非公開の町家が限定公開され、「町家 de マナブ」では、町家を作業場としている職人や町家で商売をされている店主によるミニレクチャーが開催された。また、「町家 de アート」では、普段非公開の町家や

空き家を会場としてアートの展示やコンサート、演劇の上演が行われた。いずれも多数の市民やほかの参加者が金澤町家の存在を身近にし、その価値を再認識する機会となり好評であった。この町家巡遊については、平成20年（2008）以来継続開催され、金澤町家の魅力発信の機会として定着した活動となっている。

また、平成23年度（2011年度）より、「金澤町家流通コーディネート事業（現在、「金澤町家流通コンサルティング事業」に改称）」を金沢市から受託し、金澤町家の所有者と購入・借家希望者に対して必要な情報発信や助言を行うとともに相互の調整を図り、金澤町家の流通を促進する総合窓口としての機能を果たしている。同事業では、町家の情報発信のほか、町家物件の掘り起こしや調査、改修相談から売買・賃借契約に至るまでの様々な業務を行っている。

平成26年度（2014年度）には金澤町家条例に基づく金澤町家保全活用推進協定を市と締結した。

また、平成28年（2016）11月に開館した金澤町家情報館に職員が常駐し、市民に金澤町家を学んでもらうため、金澤町家塾を開催するなど、今後、市と協働した取り組みの推進をより一層強化する。

②金沢文化財ボランティア（「うめばちの会」）

本市では、地域に残る文化財を市民協働で保存し後世に伝えていくために、独自のカリキュラムに基づく「文化財愛護推進員」の養成研修を実施し、地域文化財の発掘や調査研究にあたるボランティアの人材を育成してきた。平成16年度（2004年度）から始まった研修により80人余が金沢文化財ボランティア「うめばちの会」会員として登録されている。登録された会員は、文化財公開時の現地説明補助や旧町名標柱の刻文字の補修など様々な活動を行っているが、今後も文化財の保存・活用に関する市民活動の中核としての役割が期待される。本市がその活動を積極的に支援することにより、協働による文化財の保存及び活用につなげていく。



町家巡遊



金澤町家塾



文化財ボランティア活動

③歴史的建造物修復研究会

金沢には、藩政期以来、人の手から手に伝えられた職人の技が今日まで受け継がれ、職人の技が独自の文化を形作るまちとして、独自の輝きを放っている。

本市は、これらの伝統的で高度な職人の技の伝承と人材育成を行うため、平成8年(1996)金沢職人大学校を開校し、中堅職人を対象とした高度な匠の技と職人としての生き方を教えている。

本科(9科)では、石工、瓦、左官、造園、大工、畳、建具、板金、表具の専門分野を3年間学び、本科修了生を対象とした修復専攻科では、さらに高度な歴史的建造物の修理技術を3年間学び、その修了生が、市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。

また、修了生たちが歴史的建造物修復研究会を自主的に設立し、文化財保存のためさらなる技能・技術の研鑽を深めている。研究会には、「規矩術の会」、「金沢伝統建具技術保存会」、「建築材料研究会」、「匠の技研究会」、「町家研究会」、「環境文化研究会」、「左官塾」、「手縫い畳床研究会」、「木羽板研究会」の計9つの専門分科会がある。

会員は、研究会で研鑽した技能、技術をそれぞれの専門的立場で現場に生かし、歴史的建造物の保存、修理などに貢献しているが、今後も文化財の保存及び活用に関する専門技能職としての役割が大いに期待される。金沢職人大学校を通じて本市がその研究活動事業に補助するなど積極的に支援することにより、協働による文化財の保存及び活用につなげていく。



金沢職人大学校（本科）



金沢職人大学校（修復専攻科）



歴史的建造物修復研究会
規矩術の会